

## 宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金募集要領

### 1 事業の内容

宮崎県では、宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金（以下「補助事業」という。）の募集を行います。本事業の目的、募集内容、応募方法は以下のとおりです。

なお、補助事業として選定された場合には、宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金交付要綱に従って手続き等を行っていただくこととなります。

このため、交付要綱についても必ずご確認の上、応募いただきますようお願いいたします。

### 2 事業の目的

就労継続支援B型事業所（以下「事業所」という。）を利用する障がい者が、地域で自立した生活を送るための工賃の向上を目的としています。

### 3 事業の内容

#### (1) 交付の対象

本補助金の対象となる者は、以下の①から⑦の要件を全て満たし、工賃向上に資する生産設備等の導入を実施する県内の就労継続支援B型事業所です。

- ① 令和6年4月1日以前に、宮崎県知事又は宮崎市長から就労継続支援B型の指定を受けて、現に事業所を運営していること。
- ② 令和6年3月29日付け障発0329第42号「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」記3に定める「事業所工賃向上計画」を作成し、県に提出していること。
- ③ 県税に未納がないこと。
- ④ 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に在住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者
- ⑤ 第1条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- ⑥ 補助事業完了後に県が実施する効果検証等に協力し、当該補助金の活用事例の公表に対応できること。
- ⑦ その他補助が適当でないと知事が認める者でないこと。

(2) 補助対象経費の内容

工賃向上に資する生産設備等の導入に係る機械器具等の購入費（1品目に要する経費が5万円以上のものに限る。）及び工事費又は工事請負費が対象となります。補助対象品目については、別表をご覧ください。

※ 別表に掲げるもの以外で補助対象に該当するかについては、宮崎県障がい福祉課へお問合せいただくようお願いします。

(3) 補助率

①補助率：対象経費の10分の10以内

②補助上限額

就労継続支援B型事業所の利用定員数	10人～19人：	500千円
〃	20人～29人：	1,000千円
〃	30人以上	：1,500千円

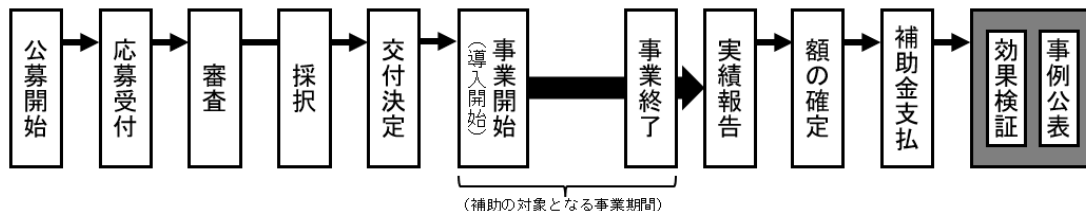
(4) 補助要件

補助事業により導入する生産設備等が、工賃向上に資するものであること

(5) 補助対象期間

補助対象期間は、交付決定日から最長で令和7年1月31日（金）までとなります。その間に事業を開始し、事業者が自ら支払まで終了した分のみが補助対象です。

【スケジュール】



※ 交付決定前に導入した生産設備等は補助対象外となります。

4 申請方法

(1) 申請受付期間

令和6年9月2日（月）から令和6年11月29日（金）まで

(2) 申請方法

宮崎県電子申請システムより申請

<https://shinsei.pref.miyazaki.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=EgVB96mz>

※電子メール及び郵送、FAXによる申請では受付できません。

(3) 提出書類

申請される際は、下表の書類を添付し申請してください。また、指定するファイル形式で提出してください。

提出書類		備考
応募時必須様式		
①	宮崎県障がい者就労継続支援施設工賃向上実現事業補助金申請書兼事業計画書	Excelファイル
②	支出予算書	Excelファイル
③	②支出予算書の根拠となる見積書等	PDFファイル
④	誓約書	PDFファイル
⑤	県税事務所が発行する納税証明書 ※県税に未納がないことの証明	PDFファイル
⑥	特別徴収実施確認・開始誓約書	PDFファイル

※ 交付決定前に導入した生産設備等は補助対象外となります。

## 5 留意事項

- ・ 設備等導入費を算定するにあたっては、補助金の適正化や経済性の観点から、あらかじめ複数の業者から見積書を徴収し、原則として最低価格を提示した業者を選定してください。
- ・ 生産設備等の更新により、工賃向上に資することが想定される場合には、生産設備の更新を認めることとし、単なる生産設備の老朽化に伴う生産設備の更新は補助対象とはなりません。
- ・ 事業実施後に設備等導入による効果（工賃や生産性の向上等）の検証及び活用事例の公表等を行います。必要に応じて、調査への御協力をお願いします。

## 6 問い合わせ先

〒880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号

担当：宮崎県福祉保健部障がい福祉課 障がい者・就労支援担当

電話：0985-26-7068

FAX：0985-26-7327

Mail：shogai-fukushi@pref.miyazaki.lg.jp

附 則

この要領は、令和6年8月19日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月30日から施行する。